

福祉用具貸与事業所
居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所

} 管理者様

五城目町健康福祉課長
(公印省略)

介護保険における福祉用具貸与の取り扱いについて (通知)

平素より、本町の介護保険事業の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、下記のとおり本町の取り扱いを周知いたします。

記

1 給付対象商品の判断基準について

本町の介護保険における福祉用具貸与は、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準とし、福祉用具情報システム「介護保険福祉用具一覧」において「貸与」表示があるものを給付対象とします。

福祉用具の貸与に当たっては、公益財団法人テクノエイド協会 HP より、以下の方法にて貸与の対象であるかをご確認いただきますようお願いいたします。

保険給付の対象とする福祉用具	福祉用具情報システム (TAIS) に掲載されており、かつ、貸与マークが表示されている福祉用具
原則、保険給付の対象としていない福祉用具	福祉用具情報システム (TAIS) に掲載されているが、貸与マークが表示されていない福祉用具又は、福祉用具情報システム (TAIS) に登録のない福祉用具

2 今後の対応について

「貸与」表示がない品目は給付の対象外としますが、本通知発出以前に使用を開始し継続して利用中の場合については、引き続き給付対象とします。

また、これは五城目町における取り扱いです。保険者によって判断が異なる可能性がありますので、ご注意ください。なお、本取り扱いを変更する場合は改めて通知いたします。

以上

【問い合わせ先】
五城目町健康福祉課
介護保険担当
電話：018-852-5107
内線：5124